簡易宿所約款・利用規則

（本約款の適用）

第１条 一般社団法人パイオニズムの委託を受け、株式会社小高ワーカーズベース（以下、「当社」といいます。）が運営する小高パイオニアヴィレッジ（南相馬市小高区本町１－８７所在。）内の簡易宿所（以下、「当館」といいます。）と当館の利用を希望する方との間で締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款（以下、「本約款」といいます。）の定めるところによるものとし、本約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

２　利用者は、当館を利用するにあたり、本約款のすべての条項について同意したものとみなします。

３　当館は第１項の規定に関わらず、本約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

（宿泊契約の申込み）

第２条 当館に宿泊の申し込みをしようとする方は、次の事項を当館へ申し出ていただきます。

①　氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、宿泊日、到着予定時刻

②　外国人にあっては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地

③　出発日、宿泊数、人数、出発時刻

④　その他、当館が必要と認めた事項

２　当館に宿泊するお客様（以下、「宿泊客」といいます。）が、宿泊中に前項第１号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとします。

３　１６歳未満の方のご宿泊は、お断り致します。なお、１６歳以上の未成年者の方が当館に宿泊の申し込みをしようとするときは、別途親権者または法定後見人の同意が必要となります。

（宿泊契約の成立等）

第３条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

３　第２項の予約金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

４　前項の予約金は、第６条に定める場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

（宿泊引受けの拒絶）

第４条 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

① 満室により客室の余裕がない場合。

② 宿泊の申込が本約款によらないものである場合。

③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。

④ 宿泊しようとする者が、次のイからニに該当すると認められる場合。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団(以下、「暴力団」といいます。)、同条第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがいる。

ニ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合。

⑤ 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められる場合。

⑥ 宿泊しようとする者が当館もしくは当館スタッフに対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

⑦ 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合。

⑧ 他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。

⑨ 福島県旅館業法施行条例（昭和４３年１０月１５日福島県条例第３６号）に定める宿泊を拒むことができる事由に該当する場合。

⑩ その他、前各号に準じる事由があると当館が判断した場合、及び、当館利用規則に反すると認める場合。

（宿泊客の契約解除権）

第５条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２ 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、以下に掲げるところにより違約金を申し受けます。

① 宿泊日の２日前に解除した場合　　宿泊料金の 25%相当額

② 宿泊日の前日に解除した場合　　宿泊料金の 50%相当額

③ 宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合　　宿泊料金の 100%

３ 当館は宿泊者が宿泊日当日の午後６時になっても到着しないとき、その宿泊予約は取消しされたものとみなして処理することがあります。

４ 前項の規定により取消しされたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の

責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第２項の違約金はいただきません。

（当館の契約解除）

第６条 当館は、次に掲げる場合、宿泊契約を解除することがあります。

① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められる場合。

② 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる場合。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

③ 宿泊客がほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。

④ 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる場合。

⑤ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた場合。

⑥ 天災等不可抗力に起因する自由により宿泊させることができない場合。

⑦ 第３条第２項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がない場合。

⑧ 当館が定める利用規約の禁止事項に従わない場合。

⑨ 福島県旅館業法施行条例（昭和４３年１０月１５日福島県条例第３６号）に定める宿泊を拒むことができる事由に該当する場合。

⑩ その他、前各号に準じる事由があると当館が判断した場合、及び当館利用規則に反したと認めるとき。

２ 当館は前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、前条２項に定める解除時における違約金として起算しお支払いただきます。

（宿泊の登録）

第７条 宿泊者は、宿泊日当日、当館の定める方法で次の事柄を登録していただきます。

① 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業

② 外国人にあっては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地

③ 出発日、人数、出発時刻

④ その他、当館が必要と認めた事項

（客室の利用時間）

第８条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は午後２時から翌朝１０時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができま

す。

２　宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとることとします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることができる(ただし、義務ではありません。)ものとします。

３　宿泊客がチェックアウトしたのち、客室以外の館内にて、宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。

（料金の支払い）

第９条 料金の支払いは、宿泊契約申込の際にクレジットカードによる決済とします。

２　当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（利用規則の遵守）

第１０条 宿泊者は、本約款のほか、当館が定める利用規約に従っていただきます。

（当館の責任）

第１１条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館受付において宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトしたときに終わります。

２　宿泊客が当館が定める利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。

３　当館の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客の了解を得て、その宿泊客にできる限り同程度の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

（駐車等の責任）

第１２条 当館は、駐車場において生じた一切の損害について何らの責任を負いません。ただし、当館が管理する駐車場に限り、駐車場の管理に当たり、当館が故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

（宿泊客の責任）

第１３条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

（お預かり物の取り扱い）

第１４条 当館は、宿泊客の物品のお預かりをすることができません。

（金銭その他貴重品）

第１５条 金銭その他貴重品は、宿泊客ご自身の責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

（フリーＷｉ－Ｆｉの使用）

第１６条 当館内でのフリーＷｉ－Ｆｉの利用に当たっては、宿泊客ご自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

２　フリーＷｉ－Ｆｉの利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

（本約款の変更）

第１７条 本約款に定めのない事項、及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく本約款の内容を変更することがあります。

（準拠法）

第１８条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

（管轄裁判所）

第１９条 本約款に関し宿泊客と当社との間で紛争が生じた場合、福島地方裁判所相馬支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以　上

附則

１　２０１９年3月１０日制定

利用規則

株式会社小高ワーカーズベース（以下、「当社」といいます。）が運営する小高パイオニアヴィレッジ（南相馬市小高区本町１－８７所在。以下、「当館」といいます。）内の簡易宿所では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。この規則をお守り頂けない場合は、簡易宿所内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

１　適用範囲

当館は、簡易宿所（客室、浴室、洗面所、便所、廊下、階段、フロントを含みます。以下、「簡易宿所内緒施設」といいます。）とともに、コワーキングスペース（簡易宿所、メイカーズスペース、事務室、その他当社が定める空間以外のスペース）を併設した施設です。本利用規則は、簡易宿所内諸施設ご利用の来館者に適用させて頂きます。また、コワーキングスペースをご利用の場合は、小高パイオニアヴィレッジコワーキングスペース利用規約を適用させて頂き、同利用規約すべてについて同意頂いたものとします。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させて頂きます。

２　火災予防および保安に関すること

①　当館内は全館禁煙とさせて頂きます。

②　メイカーズスペース、バックヤード、機械室、リネン室などお客様用以外の施設には立ち入らないで下さい。

③　火災報知器や非常扉を含む消防用設備および諸物品等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。

３　お忘れ物等の取扱いに関すること

お忘れ物、拾得物の処置は法令（遺失物法）に基づいてお取り扱いさせて頂きます。

４　簡易宿所内諸施設に関すること

①　フリーＷｉ－Ｆｉの利用について

ア　当館のフリーＷｉ－Ｆｉインターネットは自由にご利用頂けますが、公序良俗に反する閲覧、利用はお断りさせて頂きます。

イ　フリーＷｉ－Ｆｉについては、サービス提供の一部として実施しており、インターネット環境を 100%保障するものではありません。

ウ　お客様の機器設定や回線の混雑状況により通信速度低下や、繋がらない場合もございますので、予めご了承下さい。

エ　お客様のパソコン又は、通信端末環境の各種設定に関して、当館では一切のサポートは致しかねます。

オ　接続する通信端末機器のセキュリティに関しては、お客様の責任において、保護・管理していただきますようお願い申し上げます。

②　ランドリー施設の使用について

ア　当館のランドリーはご利用頂けますが、利用後は直ちに洗濯物を取り出し、次の利用者の妨げにならないようにして下さい。

イ　ランドリー設備の性能に関するご意見は一切受付けておりません。

③　施設設備の利用可能時間について

ア　受付　１０：００～１８：００

※受付時間以外でのチェックイン/チェックアウトは事前にご連絡下さい。

イ　シャワーブース　チェックインからチェックアウトまで

ウ　ランドリー　　チェックインからチェックアウトまで

④　簡易宿所内諸施設の利用時間について

お客様が当館の館内設備を利用できる時間は、チェックイン日の午後２時からチェックアウト日の朝１０時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の館内設備利用はできません。

5　コワーキングスペースについて

簡易宿所のお客様のコワーキングスペースの利用については、小高パイオニアヴィレッジコワーキングスペース利用規約に準じます。なお、当館の簡易宿所以外のスペースは、同規約に定める会員も利用する施設ですので、複数の利用者が共同で使用するスペースであることを十分に理解し、お互いの配慮をもって本サービスを利用するものとします。

6　行動に関すること

①　当館ご利用のお客様は必ず当館スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。

②　当館内の入退出は当館とご契約頂いたお客様のみ可能となります。何らの申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求します。

③　当館内は全館禁煙とさせて頂きます。喫煙される場合は必ず所定の屋外喫煙所をご利用下さい。

④　当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨て下さい。

⑤　当館内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。

⑥　当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。

⑦　当館の門限はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。

7　責任に関すること

当館を利用するお客様間、またはお客様と第三者に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

8　備え付け家電・備品等に関すること

①　当館の家電・備品等について、お客様の故意又は過失により事故が発生したとしても、当館は責任を負いません。

②　当館の家電・備品等について、破損や盗難に遭った場合は、お客様に弁償して頂きます。

9　その他の禁止事項

以下の行為は禁止させていただきます。

①　簡易宿所内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。

②　簡易宿所内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。

③　著しく不潔な身体または服装により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること。

④　客室を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。

⑤　簡易宿所内諸施設に他のお客様の迷惑になるものをお持込みになること。

⑥　犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬は除く）

⑦　発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等

⑧　簡易宿所内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。

⑨　簡易宿所内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。

⑩　館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。

⑪　他の利用者へ迷惑となる行為全般

⑫　その他当館が不適当と判断する行為。

１０情報に関すること

①　当館は簡易宿所に定義されるホステルとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。

②　当社は、簡易宿所の申込または利用等を通じて当社が知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

ア　お客様は、お客様の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

(ア) お客様より依頼を受けた各種サービス（コワーキングスペースの利用を含む。以下同じ。）を当該お客様に対して提供するため

(イ) 各種サービスの運営上必要な事項をお客様に知らせるため

(ウ) 各種サービスその他当施設の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため

(エ) 各種サービスの利用状況や属性等に応じた新たなサービスを開発するため

(オ) 関連サービスや催事等の情報を提供するため

(カ) 前各号のほか、お客様の事前の同意を得た目的に使用するため

(キ) その他、やむを得ない事情でお客様に連絡をするため

イ　当社は、各種サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先にお客様の個人情報を取り扱わせ

ることがあり、お客様は予めこれに同意するものとします。

ウ　前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はお客様の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

（ア）個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合

（イ）裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、法令により開示が必要とされる場合

（ウ）当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

③　当館ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。

④　当ホームページや当館が保有するSNSページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。

⑤　当施設内で行った撮影等を各種媒体に投稿する行為は、これを当社が承認した場合を除き禁止します。

⑥　本利用規則に関する内容は予告なく変更することがあり、その事前通知の義務はありません。

１１当館スタッフの館内巡回に関すること

フロア内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解・ご了承下さい。

以　上

附則

１　２０１９年3月１０日制定